

発言者：谷藤利子議員

日本共産党の谷藤利子です。通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、大きな項目、病院の差額ベッド代について順次伺います。

救急車で病院に運ばれて応急処置をした後、病院側から、個室じゃないと治療ができないとか、個室しかあいていないなどと言われて高い料金の部屋に移されるケースがあります。先日寄せられた相談では、1日1万9,500円、差額ベッド代だけで1カ月58万5,000円、医療費その他は別料金で大変な額になるということで、大変困っていらっしやいました。私は以前にも同じような相談を受けたのを思い出して、治療上必要だからとか、個室しかあいていないからというようなことで入った場合には、本人が希望したものではないので差額ベッド代を支払う必要はないはずですよと、病院側にきちんとおっしゃったほうがいいですよと申しました。しかし、その方は、病院からそれしか選択肢がないかのように、いわば命と引きかえにと言われて、仕方なくサインをしてしまったということで、このように泣き寝入りをしている場合が大変多いのではないかなというふうに思ったわけです。医療機関は採算を上げるために、何かと保険外負担をふやそうとしております。国は、こうした差額ベッド料金を徴収してもよいという制度を導入した際に、万が一差額ベッドの部屋に入ったとしても、支払わなくてもいい基準、これを明確にしました。これを病院にも、患者にもきちんと徹底する必要があるのではないのでしょうか。

そこで伺いますが、まず1点目として、市内と近隣市の差額ベッドの割合、また料金の現状について。また、国の支払い基準と実態との乖離について、どのように市は認識しているのか。

2点目として、支払わなくてもいい基準について、病院には説明責任をきちんと果たさせる、市民や患者には周知を徹底する、こうしたことができないのでしょうか、お聞かせください。

発言者：岡本博美保健スポーツ部長

私のほうから病院の差額ベッド代についてのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、差額ベッドについてでございますが、差額ベッドとは、正式には特別療養環境室と呼ばれるもので、保険診療の範囲外で患者に請求される病室の費用のことでございます。この差額ベッド制度につきましては、医療技術の進歩や患者のニーズの多様化などから、保険診療の範囲外でのサービスを受ける場合に、その部分についての差額を患者に請求することができる、いわゆる特定療養費制度が昭和59年の健康保険法の改正により設けられたことに伴い制度化されたものでございます。そこで、医療機関が差額ベッド料を徴収できる病室の要件でございますが、厚生労働省からの通知により定められております特別の療養環境にかかわる1病室の病床数は4床以下であること、病室の面積は1人当たり6.4平方メートル以上であること、それから病床ごとのプライバシーの確保を図るための設備を備えていること、そして設備については、個人用の私物の収納設備、個人用の照明、小さな机等を有していることとなっております。患者が特別の負担をする上でふさわしい療養環境であることが必要となっております。

次に、市内の医療機関における差額ベッドの状況でございますが、保険医療機関は特別の療養

環境の提供にかかわる病床数、特別の料金等を定期的に厚生労働省の関東信越厚生局に報告することになっていることから、この関東信越厚生局の医療機関名簿によりますと、市川市で差額ベッドの提供をしている医療機関は 28 医療機関でございます。また、差額ベッドの設定料金につきましては、医療機関の裁量で独自に設定できることとなっていることから、各医療機関によって違いが生じております。最高では 5 万円程度から、最低では 3,000 円程度まで、病院によりさまざまでございます。そこで、差額ベッドに対する国の考え方でございますが、1 点目は、差額ベッド制度について、保険医療機関内の見やすい場所、例えば受付窓口、待合室等に差額ベッドのベッド数や料金を患者にとってわかりやすく提示しておくこと、次に、差額ベッドの対象となる特別療養環境室への入院を希望する患者に対しては、部屋の設備、構造、料金等について明確、かつ親切に説明し、患者側の同意を確認すること、3 点目として、同意確認は料金を明示した文書に患者側の署名を受けることにより行うものであること。なお、この文書については、当該保険医療機関が保存し、必要に応じて提示できるようにしておくことが求められているところであります。

また、病院側の差額ベッド代を請求できない場合につきましては、1 点目は、この同意書に差額ベッド料の記載がないなど内容が不十分な場合がございます。2 点目は、患者本人の治療上の必要からでありまして、救急患者であって病状が重篤なために安静を必要とする者、または常時監視を要し、適時適切な看護及び介助を必要とする者、それから、免疫力が低下し感染症に罹患するおそれのある者、3 点目が集中治療の必要のある患者、著しい身体的、精神的苦痛を緩和する必要のある終末期の患者などでございます。また、3 点目としまして、病棟管理の必要性の面から、感染症などに感染している患者であって、主治医等が他の院内感染を防止するため、自主的に患者の選択によらないで入院させたと認められる場合は差額ベッドの請求はできないなどでございます。各医療機関におきましては、この厚生労働省からの通知に基づいて差額ベッド料の取り扱いがされているものと考えております。 以上でございます。

発言者：谷藤利子議員

それでは、再質問をいたします。

今ご答弁いただきまして、1 日平均最高額は 1 万 8,000 円というお話がございましたけれども、市内 28 カ所の病院の 1 日の差額料金、一番高くて 5 万 7,750 円、次に 3 万 6,750 円、3 万 1,500 円と、平均すると 1 万 8,000 円とはいえ高い料金。余りにも驚いたわけなんですけど、同時に、病院の全体の病床数に対しての差額ベッドの割合、これも 40% から 50%——50% 以上は差額ベッドを入れてはいけないことになっておりますから、最も比率の高いところが 28 カ所のうち 14 カ所、半分。一般病床があいていないからと差額ベッドに入ることになるということが、こういうことから十分予想されると私は思います。ある病院で働いている医療ケースワーカーの方が、差額料を払っている人の 8 割は、本来支払わなくていい人だと、職員も実は知らない人が多いんですということをおっしゃっております。ご答弁にありましたけれども、厚生労働省の基準では、料金などの記載、きちんとした説明、これをしていなかったり、医療上、個室に、差額ベッドに

入らざるを得ない場合だったり、感染症とか一般病床があいていないという理由で、病院管理上の必要性で入らざるを得なかったりした場合には差額料を払わなくていいということになっているということですよ。やっぱりこの辺が、先ほどの医療ケースワーカーのお話のように、医師や病院経営者はもちろんご存じですけれども、こうした基準を職員にも徹底していない、こういう可能性も非常に高いのではないかなというふうに思うわけです。

そこで、もう1度お伺いしますけれども、どのように周知徹底をするのか、その辺のご答弁がなかったというふうに私は今お聞きして思っていたのですが、きちんと周知徹底をどのような形とするのか、病院側に対して、あるいは市民、患者の皆さんへのこういう基準についての周知、もう1度お聞かせ
いただきたいと思います。

発言者：岡本博美保健スポーツ部長

周知徹底に関してのご質問にお答えいたします。

まず、差額ベッドに関しての相談や苦情というのが市に対しても来ているわけですが、所管している関東信越厚生局とか、あるいは千葉県の場合は保険指導課というところがございまして、そちらが所管ということで、内容によりましてそちらをご案内して、そしてご相談していただくという、そういう流れになっております。それで、苦情の内容でございますが、相談の中では同意書の記入について説明がなかったという中で仕方なく同意したという方、あるいは大部屋の入院は他の患者に迷惑をかけるということを言われて差額ベッドの部屋のほうに同意したとか、あるいは説明自体を聞いていないというようなこともあったそうでございます。そういうことで、理由としましては、例えば救急の場合につきましては、搬送されて、冷静にそういったご説明を受け切れなかったということ、あるいは病院側と患者側の意思の疎通が十分でない場合とか、あるいは病院関係者の説明不足というのもあると思います。そこで、そういった苦情相談については、内容によっては厚生労働省の通知に反する場合には、直接病院のほうに国、県が指導を行うこともできるというふうに伺っております。いずれにいたしましても、病院側の説明、患者側の認識が不足しているなどいろんな要因が考えられますので、市の立場といたしましては、国、県、あるいは関係機関に対しまして、この差額ベッドについての周知をもう少し丁寧にするようお願いしてまいりたいというふうに考えております。

それから、医師会との協議というのもございまして、病院関係者の方にも集まっていた中で、地域医療問題対策協議会というのがございます。その協議会の中でも救急医療の問題とかを挙げておりますが、その救急医療の問題の中のベッドの確保というような中で、1つの課題として協議とか、あるいは要望も考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

発言者：谷藤利子議員

国、県に周知をお願いする、医師会と地域医療問題対策協議会で協議をしていくということで

ございましたけれども、この地域医療問題対策協議会は、市内の病院、あるいは医師会の皆さんということになりますよね。そうすると、まさに病院、医師会みずからの問題になるということで、できるだけ触れてほしくない部分なのかなと私は思うわけなんですけど、きちんと議題にしてもらえるのでしょうか。市川市としては議会でこういうことになったと、そういう市民からのいろいろと苦情もあるということできちんと議題にしてもらえるのか、どういうメンバーで、どのような協議をしていただけるのか、患者の立場に立った協議ができるのか、もう1度その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それから、県のほうが主に窓口になっているということですけども、そういう基準があることすら知らないわけですから、市民はほとんどどこに持っていったらいいかわからないわけですよ。県がそういう役割を本当に果たしているのか、市からの県への働きかけや連携、その辺をきちんとやるべきだと思うんですけど、その辺、もう1度お聞かせください。

発言者：岡本博美保健スポーツ部長

2点のご質問になると思います。1つ目の地域医療問題対策協議会でございますが、まず、こちらにつきましては、構成委員としましては、2.5次救急を行っている4つの大きな病院がございます。そちらの院長さん、あるいは推薦された方、それから医師会、それから歯科医師会、それから薬剤師会、それから市川の健康福祉センター、保健所ですね。所長さんが見えていますけど、それから消防局等の関係で組織されております。これまで議題に上がった大きなものを申し上げますと、小児救急医療体制のこと、あるいは急病診療所に関すること、あるいは国府台病院のセンター化、内容が変わることに関すること、それから浦安市川市民病院の民営化に関すること、そういったことが議題として最近は上がっております。先ほども申し上げましたが、救急に関するベッドの確保と同時に、こういった差額ベッドについても1つの市民サービス、あるいは医療サービスの一環でございますし、そういった問題がかなり上がっているようであれば、こういった対応についても議題として上げていけるというふうに考えております。

それから、千葉県、あるいは国のそれぞれ担当ともう少し対応に対して市からの緊密な関係性とかをつくれないうこととございまして、市川市としましては、これまであった苦情に関しましては、保険医療機関等に対して調査を行って、必要な場合については是正措置を講ずることができるということになっておりますことから、特に厚生労働省の千葉事務所、これは正式名称が関東信越厚生局千葉事務所というところがございまして、そちらのほうと先ほど申しました千葉県の保険指導課に苦情相談内容をきちんと伝えて対応しているところでございまして、今後ともそういった問題に関しては、必ずつないで対応を確認していきたいというふうに思います。

以上でございます。

発言者：谷藤利子議員

それでは、しっかりとお願いしたいんですが、再質問ではありませんが、まとめます。

入院すると食事代、部屋代、寝具代、場合によってはお世話料などなど、保険外負担が今ほとんどふえております。私が視察に行った公設民営の大きな病院ですけども、採算のためには高

齢者対応の療養病床を減らしたり、保険外医療を取り入れた混合診療をふやしたりせざるを得ないという話がありました。まさに命のさたも金次第という事態が今進んでいるわけです。この差額ベッドは、私、今回取り上げて、改めて予想以上に額の大きさ、そして全体の病床数に対する割合も大変膨らんでいるというふうに認識しました。市民の命にかかわる問題ですから、県が病院や患者に周知をしっかりとしたかどうかを見届けるまできちんと働きかけていただいて、国にも働きかけていただいて、やはり市としても県と連携した相談窓口、また対応をしっかりと取り組んでいただくように強く要望して、この問題は終わります。

次に移ります。

三番瀬と向き合うまちづくりと自然再生についてです。

(1)として、先行 12ha の区画整理事業について。塩浜駅前前の工業専用地域のうち、塩浜駅前から南西 12ha を地区計画で用途変更し、区画整理事業でまちづくりを進めるために、昨年夏、専門のコンサルタント、株式会社フジタというふうに伺っておりますけれども、ここに委託をして市場調査を実施したとのこと。この市場調査の内容と結果はどうだったのか、これを受けて今後のまちづくりをどう考えているのか、その辺についてお聞かせください。

2 点目として、自然環境学習ゾーンと人工干潟についてです。同じ 12ha の中の市有地、約半分 6ha のうちの 1ha を環境学習施設や自然再生に活用し、海側には人工干潟をつくる、こういう案を市川市はずっと主張し、イメージ図も公表しております。そこで、この市有地の自然環境学習ゾーンの再生は、海側にこうした人工干潟をつくることを条件に市有地の自然再生はやるんだと、そういう絶対条件だと考えているのか、その辺の考え方をお聞かせください。

発言者：田草川信慈行徳支所長

三番瀬と向き合うまちづくりと自然再生についてお答えいたします。

初めに、区画整理事業についてであります。塩浜地区のまちづくりにつきましては、先行地区として市川塩浜駅より南側の約 12ha の地権者と具体的な整備計画を検討するために、新たな地権者組織であります市川塩浜地区第 1 期まちづくり推進協議会を平成 19 年 6 月に設立しております。この協議会では、まちづくりに必要な基盤整備の事業手法としましては、土地区画整理事業が最適と判断いたしております。また、事業を進める手法としては、ご案内のように都市計画法による地区計画制度を活用していく予定でございます。そこで、協議会では、平成 20 年 8 月に土地区画整理事業による基盤整備と土地の換地手法などの事業成立の可能性について先行的な概略調査を行いました。あわせて専門のリサーチ会社を通じた市場調査を実施しております。この市場調査というのは、進出、出店の可能性を調査したものでございます。調査の対象業種につきましては、物販、医療、ドラッグ、カー用品、家電、ホームセンターなどの商業系と、アミューズメント、ホテル、スポーツクラブ、温泉施設、結婚式場など、全体で 122 社の企業に対して進出、出店可能性等についてアンケート調査を実施いたしました。そのうち進出、出店を検討する、あるいは可能性があるという回答があったのは 30 社でございます。業種の内訳は、多いも

のから高齢者施設、ホテル、商業物販、アミューズメント、ホームセンター、スポーツ施設、温浴施設、飲食でございました。なお、これらは必ずしも単独でということではなくて、複合施設とすることは可能であるというふうに考えております。

次に、今後のまちづくりの考え方ですが、塩浜のまちづくりにつきましては、既に平成14年12月に策定しました行徳臨海部基本構想の中で、海辺にふさわしいまちづくり、市街地、行徳近郊緑地、海との連携強化、三番瀬と行徳近郊緑地の自然環境を生かした自然環境学習及び研究の場の形成といったことを基本的な方向性及び将来像として定めております。このことを踏まえまして、平成17年8月に塩浜地区におけるまちづくりの将来像、土地利用及び基盤施設等の整備の方針、まちづくりの進め方などを示した塩浜地区まちづくり基本計画を策定しております。その中で、土地利用の方針といたしましては、三番瀬の海辺や行徳近郊緑地といった自然環境、利便性の高い広域交通機能などの地域特性を生かして、時代のニーズに応じたさまざまな機能に配慮するために、各エリアを適正に配置した土地利用を誘導し、臨海部の新たな都市拠点を形成する。また、安全で安心できるゆとりのある歩行者空間と安らぎ、潤いを与える緑豊かな空間など、人と環境に優しい都市空間を創出するとしております。なお、まちづくりの進め方としましては、現在の操業状況及び権利者の意向を踏まえて、官民協働のもと段階的なまちづくりを進めるものとしております。したがって、塩浜地区の今後の具体的なまちづくりにつきましては、これらの基本構想、基本計画に沿って地権者の動向を踏まえながら進めていきたいと考えております。特に12haの先行地区につきましては、基本計画の中で賑わいのエリアと位置づけられておりまして、事業者を公募するに当たっては、基本構想及び基本計画を示して、それに沿う内容とすることを求めてまいります。

次に、自然環境学習ゾーンと人工干潟についてお答えいたします。この自然環境学習ゾーンの内容につきましては、本年2月21日号の「広報いちかわ」でその内容を公表しておりますが、そこでも干潟の配置を示しております。本市としましては、市民が親しめる海辺を取り戻すこと、さらに、以前あった三番瀬の原風景を再生するということは一貫して主張してきたものでございます。そもそも干潟は三番瀬の代表的な自然であり、したがって、干潟の再生は三番瀬の再生にとって本質的なテーマであるというふうに思っております。

今まで主張してきた干潟の必要性を整理すると4点でございます。1つには、干潟化に伴い潮の満ち引きによって海水交換が行われるために、青潮や洪水時の淡水流入などがあっても早く回復することができる。つまり、災害に対して強い構造の海になるということでございます。それによって漁業がより安定してくると思います。2つ目には、干潟の拡大によって、かつて渡り鳥の飛来地として有名であったように、シギ、チドリ類などの干潟の鳥が飛来するようになり、ラムサール条約候補地としてふさわしいものになるというふうに考えております。3つ目には、干潟の生物のほとんどは子供の時代はプランクトンとして海の中を漂いまして、干潟にたどり着いて大人になります。つまり、干潟のネットワークによって生活史が維持されていると言えます。しかし、近年、たどり着くべき干潟が急速に少なくなって、東京湾において干潟生物種の減少とか絶滅が進んでおります。今は少しでも干潟の環境を取り戻してやるのが、干潟の生物にとつ

て大事なことだというふうに思っております。4つ目には、今、市民と海との触れ合いがなくなっております。干潟は子供を中心に市民が海に親しみ、自然を知り、環境を大切にする意識を育てる最も適切な環境だろうと思っております。安全な干潟の確保によって豊かな情操教育とか、環境学習に役立てることができると思います。こうした観点から、干潟の必要性を主張してまいりましたが、そうした考えに基づいて今回の環境学習ゾーンの前にも干潟を配置したものであります。ですから、干潟の配置については、必要不可欠のものというふうに認識しております。

行徳臨海部特別委員会のご質問者にも見ていただきました西宮市の自然観察施設の前面には、自然の干潟と砂浜、草地がありました。また、向かい側には人工の海浜がありまして、そうした海域では多くの鳥を見ることができました。なお、海側に散策路があって、自然を見ながら多くの人たちが歩いておりました。この海側について言えば、塩浜の自然環境学習ゾーンの将来像に近いものであるというふうに私は感じました。さらに、塩浜の場合は内陸部に塩田やハス田などの湿地を配置することによって、海から内陸湿地まで多様な自然環境を確保していこうというものでございまして、それによって西宮市よりもずっと多様な自然を観察、体験することができるようになるというふうに考えております。 以上でございます。

発言者：谷藤利子議員

それでは、再度伺います。

1点目の塩浜駅前のまちづくりについて、122社にアンケートを行って、かなり予想以上に景気の影響で参入、進出が非常に厳しい見通しということになったのかなというふうにお聞きしましたが、基本的に水と緑のネットワークの基本方針、基本構想、基本計画、これは変わらないということ、これは確認しましたので安心しましたが、区画整理、それからプロポーザル方式ですよ。これも、基本的にはこの方針も変わらないと。基本的な方針は変わらないけれども、どういうまちづくりをしていくかという募集要項、その辺の中身について今練っているところだよ、協議をしているところだよと、そういう理解でいいのか、その辺の点を1点お聞かせいただきたい。

もう1つは、昨年6月議会のときに私がお聞きしたときに、自然環境ゾーンの1ha以外に、このまちづくりの中に海側に緑地公園としてさらに1haぐらいを考えているという議事録があるんですが、それは、自然再生のゾーンとは別にこのまちづくりの中で、換地の中で市川市は考えているということかということか。やはりこの地域がどんな商業施設だとか、要するに、建物が来るかということよりも、やはり浦安市や船橋市にはない水と緑のまさにネットワーク、このところに緑地を多くとって、本当に潤いゾーンとしてつくるということが、このまちづくりを大きく価値を高めていくというふうに私は思いますので、もしそういうことであれば、大いに緑地をさらに確保していただきたいと思うんですが、まちづくりの市の緑地公園に充てるという、その辺の考え方もお聞かせください。

それから、自然環境学習ゾーンと人工干潟についてです。干潟の必要性、これは絶対要件として今お話をいただいたわけですがけれども、県が主導して市民参加で自然再生について、市有地の

自然再生が主かと思えますけれども、ワークショップをしているというふうに伺いました。市有地の前面のかたい護岸をとって、陸と海との連続性、それから行徳湿地との海水交換の暗渠を開削にしたり、そういうことも含めたワークショップをしているというふうに伺っているんですが、これは三番瀬再生計画案の中でも出された案ですけれども、市としてはその辺について取り入れるとか、少し考えてみようとかということは全くないということなのかどうか、その辺についてちょっとお聞かせください。

発言者：田草川信慈行徳支所長

3点のご質問だったと思います。1点目は、現在の塩浜のまちづくりの状況でございます。ご指摘のとおり、今具体的な作業をしております、確かにこれからちょっと時期が悪いもんですから、公募の時期というのを探っております。公募する際には、当然、基本構想、基本計画が基本として示されることとなります。さらに、今挙げたもの以上のものが、よりよいものが出てくるということを期待しております。今までにもさまざまな問い合わせはありました。ですから、我々が思いつかないようないいものが出てくることを期待はしております。

それから、2点目は公園の問題でございますが、この学習ゾーンのほかに駅から真っすぐ海に突き当たったあたりに公園の計画をしております。それが1haのことだと思いますが、その前には県のほうで護岸整備にあわせて親水空間、階段護岸であるとか、テラスであるとか、親水の空間が検討されるというふうに今伺っております、そういう作業をしているところだと思います。ですから、公園と海側にも親水空間ができるというふうに認識しております。

3点目のワークショップの件でございますが、私どもは、ここは平成14年のときにも基本構想の中でも自然環境学習ゾーンとして提案したわけですけれども、そのときから一貫して干潟ということで言っていました。あれからもう6年たってしまいましたけれども、その当時、塩浜の中学生と私はお話をする機会があったのですが、子供たちは塩浜にいながら1度も、あるいは1回か2回しか海に行ったことがないと言っておりました。もう今は成人になってしまったと思うんですけれども、塩浜の近くの子供たちであっても、せっかく海があってもほとんど海に行かれない。行徳の小学校の生徒さんたちが干潟の観察をしようと思うと、今、バスで船橋へ行っております。市川の市民が長く海から遠ざけられてきたということで、本当に残念に思っております。そういう意味で、あの土地は市民の貴重な財産でありますし、その計画づくりに当たっては、地元の関係者の方たちと一緒に練ってきた案でございます。ですから、市の案は基本だと思っております。ただ、今、ワークショップで県が市の案を基本に検討されているということでございますので、いよいよ県があそこを県事業としてやっていただければ、具体的な協議をしていくことになると思います。以上でございます。

発言者：谷藤利子議員

まちづくりにつきましては、基本方針は変わらないと。区画整理、それからプロポーザル方式のまちづくり、RFP、それも変わらないということで、自然再生以外に換地で市の土地を緑地

公園にする、1ha さらにするというのも変わらないということですので、いずれにしても、区画整理、用途変更して相当に価値が高くなる、さらに、地権者はできるだけ採算がとれるようにもちろん考えるわけですから、採算第一にというところに焦点を絞って結論を出すというふうなことにならないように、殺伐としたまちづくりに走らないように、くれぐれも市川市としては、本当に近隣市にない水と緑の潤いゾーンとしてしっかりと協議を進めていただきたいと、まちづくりについては思います。よろしくお願ひしたいと申します。

それから、環境学習ゾーンと人工干潟についてですけれども、ワークショップの中に参加されている方にちょっと伺ったんですが、市有地を、かたい今のコンクリートの護岸を取り外して海と陸との連続性にして、そうすることでわざわざ砂をそこに盛らなくても、自然に干潟というふうになりますし、海水交換を開削することでも、わざわざ大きな海に持ってきて人工干潟をつくることをしなくても自然に連続性ができるし、自然の成り立ちの中でそういうものを実現できるということで、三番瀬再生計画案でイメージ図も出されたものがほとんどそういう内容かと思ひますけれども、その辺がかなり多数の方がそういう意向だというふうに伺ったんですが、それは今まで市としては、絶対にそのところは歩み寄れない部分だというふうに受けとめていたんですが、そうではないよと。それも市の今後の協議の中では、そういうことも考えられるということなのかどうか。その辺が、市としては歩み寄りの思ひがあるのかどうか、もう1度お聞かせいただきたいと申します。

発言者：田草川信慈行徳支所長

基本的には、先日、増田議員にもお答えしましたとおり、あれだけ大きな環境改変が起こった場所ですから、そんなに簡単に内陸を削って海にしたから自然再生ができるというふうには私と思ひておりません。やはり海も含めて大胆な再生が必要だろうと思ひております。ただ、この場所の自然環境ゾーンの具体案について、市の案を基本にしていろいろ検討されているということで、内容にもよりますが、市の案を基本で微修正でやっていただけるということであれば、ぜひいろいろ協議をさせていただきたいと思ひております。 以上です。

発言者：谷藤利子議員

この環境学習ゾーンと人工干潟の問題なんですが、やはり先ほど干潟の必要性、価値というものをお話しされました。それはそれで確かにそうだというふうには思ひんですが、現状のこの猫実川河口域の環境が非常に悪化している状態だから、そうしなければいけないというところが、私や、これまでの市民調査の会の皆さんの調査の結果と大きく食い違ふところなんですよ。その辺が、やはり私も市民調査に何回か参加もさせていただきましたけれども、この猫実川河口域というのは泥質ですよ。干潟というよりも浅瀬です。けれども、大潮の干潮時には30ha ぐらいの広大な干潟があらわれるのはご存じですよ。私は何度もそこに一緒に上がっておりますけれども、そういう干潟もあらわれるところです。そして、千葉県が04年から05年にかけて生物調査をしましたとき、それから市民調査が04年からずっと市民調査の会で、そういうところ

に入って調査しておりますけれども、その両方の調査の重複を除いても、海洋生物が 264 種類、そのうち県のレッドデータブックリスト、これに 20 種類ぐらい入っているということです。富津干潟の海洋生物は 55 種類、盤洲干潟が 68 種類ということで、この猫実川河口域の泥質、ここは東京湾の中で生物種ということでも一番多いところ、全国的にも非常に多様な生物種がいるということで明らかになっております。泥質で奥まっているからこそ、奥まっている穏やかな海域だからこそ、ここに産卵をして、そういうところだからこそ、流れないで稚魚が生育することができる。穏やかな、緩やかな暖かいところということで、命のゆりかごとも言われるし、漁業者の中にもそういう稚魚が育つところがなくなってしまったら、ああいう泥質の穏やかな環境がなくなったらゲームオーバーだと。漁をするにおいても、そういう大事なところなんだということをおっしゃっている方もいらっしゃるわけです。

船橋沖の、これはまさに干潟ですけれども、砂質の干潟と猫実川河口の泥質の浅瀬、この違う環境が相互に多様な生態系をつくり出して、三番瀬全体で湿地保全の国際条約であるラムサール条約の要件を満たしているということですよ。これは私が主張しているわけじゃなくて、客観的な事実がそういうことだということだと思えますね。国際的に注目されているこの三番瀬の環境、特に泥質、猫実川河口域は水質浄化に大きな貢献をしている非常に広大なカキ礁、それから藤前干潟で明らかになったアナジャコ、これが無数にあるということで、干潟に直接行って学習することもできるわけですね。学習材料の宝庫だと私は思うわけです。谷津干潟のビジターセンター、学習施設で、私もいい学習施設だなというふうに思いますが、ああいう形で泥質のところを大いに学習施設の中で学ぶこともできますし、入り方は陸からつながっていないかもしれませんが、いろいろと知恵、工夫をして、直接中に入って行くこともできるわけですし、世界的にも注目された船橋沖と猫実川河口域の多様な生態系のコラボレーションというんでしょうかね、その辺を大いに環境学習施設として活用することができるなど私は思っております。

そういう意味で、この干潟の重要性というのは言うまでもないですが、ここの地域は干潟でもあるし、湿地帯でもあるし、湿地というのは多様な環境ですから、それぞれの環境のよさを、やはりきちんと評価をすることが何よりも大事ではないかなというふうに思っております。ぜひこれまでの、やはり埋め立てで失われたいろいろな負の遺産をつくってきたということは、まず反省をして、残された貴重な生態系をしっかりと学ぶ、そういうところに原点を置いて環境学習の考え方を進めていただきたい。平行線ですので、しっかりとお願いをしたいと思います。

次に、集合住宅、また分譲マンションの、特に分譲マンションの維持管理の支援についてお伺いします。

分譲マンションですが、特に分譲マンションというのは、専用部分以外は居住者の共用部分になるということで、居住者全員が管理組合をつくって維持管理をしなければならない。そういう建物になるわけです。管理会社に委託する場合でも、契約内容の検討、あるいは業務の点検、これは管理組合がしなければならない非常に専門的な仕事があるわけです。ところが、マンションの居住者のほとんどの方は、このような専門的な管理についてはなかなか理解できず、合意形成

などで維持管理の大きな負担になっているということは長い間言われてきたことです。さらに、居住者が今高齢化している、そして賃貸化している中で維持管理が困難になっている、そういう実情も全国的に広がっているように伺っています。適切な維持管理ができなければスラム化をし、環境やまちづくりにも影響する。こうした中で、国を初め県も市も行政の支援の必要性を認めて、市川市としても種々取り組んでいると私は理解をしております。

そこで伺いますけれども、分譲マンション管理の現状、そして課題、行政としてのかかわり方など、基本的な市川市としての考え方について。

2点目として、正式に発足した市川市マンション管理組合連絡協議会、正式に発足をされたわけですけれども、この立ち上げに市川市はどのようにかかわり、これから支援していこうとしているのか、この考え方についてお聞かせください。

発言者：石川喜庸街づくり部長

まず、集合住宅の維持管理に関する市の考え方というところでございます。まず、管理の現状と課題についてでございますけれども、分譲マンションにつきましては、管理の適正化の推進、これを図るために、その基礎資料とするために、平成17年度に市内分譲マンション611棟を対象に実態調査を行ったところでございます。この調査から、まず市内のマンションの特徴でございますけれども、平均戸数、これは1棟当たりの住戸数が20戸以下が23.9%と最も多くございました。また、全体としての市内平均、これは55.5戸となって、市川市では比較的小規模なマンションが多い結果となっております。また、平均の建築年数を見ますと、築22年を超えるマンションは全体の55%を占めておりまして、今後さらに老朽化するマンションストックの増加が予想される結果となっております。

以上のように、この調査からは本市のマンションの特徴といたしましては、1点目として、小規模マンションが多い、2点目としては、老朽化マンションも多く、その他多くの課題を抱えていることが明らかになっております。具体的には、この小規模マンションでは、1点目として、組合員数が少ないことから、管理組合活動が活発化しづらいこと、2点目といたしましては、計画的な修繕等、適切な管理が行われていないものが多いことなど、今後、施設維持管理に大きな課題を抱えるものが多い状況でございます。

また、老朽化マンションの課題では、1点目として、現在の耐震基準以前に建築されたマンションについて耐震診断等が思うように進んでいないこと、2点目といたしましては、居住者の高齢化による悩みを抱える組合も少なくないことなど課題を抱えておりまして、こうした現状に適切に対応することが維持管理上重要な課題かなど、このように思っているところでございます。

また、管理組合の運営に関しましても、1つの建物を多くの人が区分所有していることから、区分所有者間の共同生活に対する意識の相違、あるいは価値観の違いなどによる意見調整の難しさなどがありまして、円滑な運営に多くの課題を有しております。このようなことから、市川市の基本的な考え方、かかわり方につきましては、特にこうしたマンションへの配慮がより求められているものと、このように考えております。マンションは適正に管理されていないと、区分所

有者みずからの居住環境の低下のみならず、周辺の住環境や都市環境の低下につながります。反対に適正に管理されていれば、建物の高齢化が進んだとしても、長期間にわたって安全で快適に居住できる建物となるものかなど、このように考えております。したがって、居住者負担の面から考えても、また環境政策的に考えても、サイクルの短い建てかえよりも適正な管理のもとに長期間住宅として利用することが求められております。市といたしましては、こうした考えのもとに、すべてのマンションで適正な管理が行われるようマンション支援策を推進してまいりたい、このように考えております。

続きまして、市川市マンション管理組合連絡協議会の支援等についてでございます。初めに、この協議会の設立及びその目的、活動等について若干触れさせていただきます。市川市マンション管理組合連絡協議会は、平成 21 年 2 月 11 日、先月でございますけれども、マンションに関する関係団体を初め、市議会議員の方々にも多数出席していただきまして、また、私も出席させていただきましたが、設立総会が盛大にとり行われたところでございます。この設立のまず目的でございますが、管理組合、区分所有者及び居住者間のコミュニケーションを図り、マンションの適正な管理運営を推進するとともに、日常生活が良好で、快適かつ安心・安全にできること及び地方自治体との連携を図り、地域の快適な住環境を形成することとしております。また、協議会の会員につきましては、管理組合はもとより、マンション管理に関心を持つ区分所有者や個人居住者にまで門戸を広げ、より自由で柔軟な発想を目指した活動を標榜するなど、他地域では前例のない組織となっております。この協議会の設立における市川市のかかわり方といたしましては、さきにご説明しましたマンション実態調査の折に管理組合間の情報交換、交流の必要性、居住者間及び地域とのコミュニケーションの必要性が意見として多く出されたことから、平成 18 年 7 月に開催した実態調査報告会に参加されたマンション居住者にお声かけをして、今回発足した協議会の母体となっております。この協議会の活動内容につきましては、1 点目として、マンション管理に関する情報交換や情報の共有、2 点目といたしましては、マンション管理に関する研修、3 点目といたしましては、近隣マンション同士での意見交換会、あるいは自治会等と共同したイベントの開催などを計画し、会員が相互に連携、主体性を持った運営を行うこと、また、新規会員も参加しやすく、わかりやすい協議会活動を目指しております。

市川市といたしましては、このたびの協議会設立を平成 17 年度に行いましたマンション実態調査の成果としてとらえ、協議会に対しどのような支援策が効果的であるか検討を進めているところでございます。また、支援に当たっては、市川市のみならず千葉県、あるいはマンション管理士会、マンション管理センターなどの関係機関とも連携を図りながら進めてまいりたい、このように考えております。

具体的な今現在検討している支援策案といたしましては、主なものを申し上げますと、協議会運営等に関する協力、あるいは協議会活動や会員募集などホームページを活用した PR、あるいはマンション管理士派遣事業等の活用などを考えているところでございます。

いずれにいたしましても、この協議会が設立されたばかりのことから、21 年度以降、活動に向け準備を進めているところであります。今後は市内の管理組合の加入率の向上、あるいは安定

した協議会の運営を促進するため、協議会の意見等も聞きながら支援策を進めていきたい、このように考えております。以上でございます。

発言者：谷藤利子議員

ありがとうございました。このマンションの維持管理の問題、これも随分前からこの問題を取り上げてきたわけですがけれども、国も県も、そして市もこの問題にかかわって積極的に支援をするという方向に大きく進んできたなというふうにも実感をしたところです。特に今ご答弁にもありましたけれども、マンションの老朽化、住んでいる人の高齢化、賃貸化、少なくとも60年、70年はこういう建物はもつと言われながらも、30年たつと建てかえをどうしようかという話が出てくるというぐらいに、やはりいかにきちんとした修繕をして、管理をして長く住み続けられるようにするかということが、今新たな視点になっているということは、ご答弁にありましたように、言うまでもないというふうにも思っております。市川市としても、具体的な支援ということで新耐震基準前の建物に対する耐震診断、また耐震改修工事への助成が始まっているわけですがけれども、さらにもう一歩進んで、隣の浦安市は大きな団地がたくさんあるということもありまして、県内では最も進んでいるところなわけですがけれども、全国的には高齢化や意思疎通の難しさの中で、具体的な支援がさらに進んでいるわけですよ。市川市としても、今おっしゃったような支援のあり方については、外側からの支援といいたいまいしょうか、そういう形になろうかと思っておりますけれども、さらに一歩進んで具体的な支援が必要かと思えます。

そこで、大規模修繕、それから駐車場の増設、それから高齢化の中でスロープ、手すり、エレベーターのないところがありますから、エレベーターの設置、こうしたバリアフリー化工事、そういったところに具体的な助成などもして、老朽化しておりますから、長もちできる住まいづくりへの支援をしている自治体が今全国的にも大分ふえております。その辺についての市としての具体的な、さらに一歩進んだ検討段階に入っているのかなと思うんですが、その辺についての検討ができないか、今後の課題にできないか、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

発言者：石川喜庸街づくり部長

住宅、あるいはマンション等の大きな修繕、大規模修繕に対する助成という面でよろしいでしょうか。市の考え方ということですが、そういう助成制度につきましては、ちなみに個人資産の形成にもつながっているところがございますから、納税者等に対する公平性、こういったものからも慎重に検討していかなければならない、このようにまずは基本的に考えております。その中でマンションの修繕ということになりますと、当然に建物所有者、区分所有者、これがあるわけですから、その方たちが当然管理組合をつくっております。その中で主体となって計画的に長期的な建物の長期修繕計画、こういったものを策定して進めていくことが必要だと、このようにまずは基本的には考えております。

こういったことは、例えばほかの市内のマンション、住宅等を見てもわかりますけれども、自分たちのお金でそういったものは修繕をしているというのが基本でございます、個人負担で行っているところがございますね。マンションの共用廊下、あるいはバリアフリー化の工事、ある

いは駐車場というお話もありましたけれども、こういったものについても、当然に個人と同様に管理組合が維持管理するものが基本と、このように考えているところでございます。

しかしながら、大規模なマンションということで、改修工事費等、当然に金額も大きくなるはずでございます。そういった場合については、当然に積立金をやっても、その資金だけでは賄えない、このようなこともあるかと思えますけれども、そのような場合は住宅金融支援機構、これが低金利で行っております。今現在、たしか1.6%前後の金利だと思えますけれども、こういった融資制度などもありますので、私どもはそういった制度もありますということでお話をさせていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、マンション、こういったものの区分所有者の関係、利害関係の複雑さ、いろいろございます。そういったところに公的な助成、こういったものを行うことは、先ほど申しましたように納税者に対する公平性の面からも、あるいは市川市は予算も非常に厳しいというような中でいろいろ今やりくりしているところでございますので、ほかにやることも多々あります。そういったことから、今現在そのような助成の支援を行うということは考えておりません。以上でございます。

発言者：谷藤利子議員

浦安を例に挙げましたけれども、全国的には、やはりそうしないと合意形成がなかなかできない。共用部分だからこそ合意形成をしないとできないということの中で、支援をしているところが大分ふえておりますので、大きな団地が少ないといえば市川市は少ないんですけれども、いずれにしても、新しく市川市マンション管理組合連絡協議会のコミュニケーションの活動支援をしていくと。そういう中で、やはり具体的なこういう支援要請があれば検討していくということになるかと思えますので、ぜひ新しい一歩を進めていただきたいと思います。

先日、住まいとまちづくりコープ主催の「日本のマンションは長生きできるか？」というテーマの講座がありまして参加してきましたのですが、築50年から90年という非常に古い建物がたくさんあるドイツの視察報告がありまして、やはりテラスの増築、エレベーターのないところは設置する、建物の周辺環境の快適な居住空間をつくる、いかに長く快適に住めるようにするかということ工夫して、住民の温かいコミュニティーづくりも含めて、そういう支援をする。そういうことで100年は長生きできるようなマンションづくりを欧米諸国は、特にドイツなどヨーロッパ諸国は、そういう努力を、本当に環境ということも含めてやっておりますので、そういうことで、ぜひこの施策についても、さらに新しい一歩を進めていただきたいと思いますというふうに、具体的な支援をしていただきたいと思いますというふうをお願いして、質問を終わります。